

平成25年 4月 1日  
関 東 森 林 管 理 局

## 関東森林管理局における治山・林道工事に参加を希望される方へ

関東森林管理局管内各森林管理署等が発注する治山・林道工事については以下の措置を講じて発注をしておりますので、お知らせします。

### 1. 森林整備保全事業等における積算方法等に関する試行について

#### 1) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について

一部の建設資材の需給状況がひっ迫が生じ、通常は地域内から調達している砂利等の建設資材についても、安定的に確保するために場合によっては遠隔地から調達せざるを得ないことが想定される。

このため、建設資材のひっ迫が懸念される地域においては、当該建設資材について、当初に調達条件を明示した上で、工事実施段階において当初の調達条件によりがたい場合には輸送費や購入費など調達の実態を反映して設計変更を行うこととする。

#### 2) 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

今後の工事の本格化に伴って労務市場がひっ迫し、宿泊費や労働者の赴任手当など地域外からの労働者確保がさらに必要になる場合が想定されることから、労務のひっ迫が懸念される地域においては、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更があった場合、必要となる費用について設計変更により対応できることとする。

#### 3) 施工箇所が点在する工事の間接費の積算について

施工箇所が点在する工事については、建設機械を複数個所に運搬する費用や複数箇所からの交通規制等がそれぞれの箇所で発生するなど、積算額と実際にかかる費用に乖離が考えられるため、「市町村をまたぎ、施工箇所が複数ある工事については、工事箇所（市町村単位）ごとに間接工事費（共通仮設費、現場管理費）の算出を可能とする。」ことの実施を可能とする。

なお、施工箇所が複数あり、工事の施工形態等を考慮すると、同一箇所として取扱った場合に積算額と実際に要する費用との間に乖離が生じるおそれがあると発注者が判断する工事については、発注者の判断により市町村より狭い範囲で工事箇所を設定し、この工事箇所ごとに共通仮設費、現場管理費を算出できるものとする。

問合せ先 関東森林管理局

総務企画部 経理課 契約適正化専門官 電話：027-210-1149

計画保全部 治山課 治山技術専門官 電話：027-210-1191

森林整備部 森林整備課 設計指導官 電話：027-210-1193